

研修講座の申込等

研修講座の申込等について

研修講座の申込・欠席等に係る手続きは、以下の内容を確認してください。

1 受講申込方法

- (1) 必修講座は、申込不要です。
- (2) 選択講座は、受講管理システムにて申込をしてください。
 ※申込に関するお問い合わせは、京都府総合教育センター企画研究部（075-612-2950）までお願いします。
 ※受講管理システムによる申込ができない場合に、研修講座受講申込書（様式1）を使用してください。
 ※研修講座受講申込書（様式1）は、京都府総合教育センターホームページ（ITEC）からダウンロードできます。
- (3) 推薦講座は、教育局長、府立学校長の推薦が必要です。
- (4) 事務職員の指定講座は、「単位制履修制度の概要」ページを参照してください。
- (5) 免許状更新講習講座、出前講座、講師対象講座はそれぞれのページを参照してください。

2 受講申込期間

| | 小学校、中学校、義務教育学校 | 府立学校（附属中学校含む。） |
|----------|------------------|------------------|
| 5月講座 | 4/6(月)～4/15(水) | 4/6(月)～4/20(月) |
| 6月講座 | 4/27(月)～5/11(月) | 4/27(月)～5/14(木) |
| 7月講座 | 5/25(月)～6/3(水) | 5/25(月)～6/8(月) |
| 8月講座 | 6/15(月)～6/26(金) | 6/15(月)～7/3(金) |
| 9・10月講座 | 7/13(月)～7/27(月) | 7/13(月)～7/31(金) |
| 11・12月講座 | 9/7(月)～9/18(金) | 9/7(月)～9/25(金) |
| 1・2月講座 | 11/2(月)～11/16(月) | 11/2(月)～11/20(金) |

※免許状更新講習講座と講師対象講座は、それぞれのページを参照してください。

該当者が全員受講対象となっている講座（要申込）

5月講座

No. 803 「管理職『特別支援教育・メンタルヘルス』講座」・・・ 新任の管理職

6月講座

No. 814 「新任教務主任（部長）講座」・・・・・・・・・・・・ 新任教務主任、新任教務部長

12月講座

No. 701 「危機管理講座」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 未受講の副校長・教頭、事務長

No. 802 「副校長・教頭・事務長講座」・・・・・・・・・・・・ 発令後2年目の府立学校副校長

※副校長は首席副校長を含みます。

3 定員について

申込が定員を超過した場合は、人数等を調整することがあります。

4 欠席・遅刻連絡について

(1) 欠席について

研修講座を欠席する場合は、校（園）長又は副校長・教頭、事務長から連絡してください。

| | 電話連絡先 | 備考 |
|-------------|---|------------------------------|
| 初任者・新規採用者研修 | 研修・支援部（075-612-2952）と市町（組合）教育委員会（府立学校は除く。） | 欠席届提出が必要（注） （研修・支援部へ直接提出） |
| ステップアップ研修 | 「研修講座の実施概要」ページに記載の連絡先 | 欠席届不要 |
| 中堅教諭等資質向上研修 | 地域教育支援部（0773-43-2934）と市町（組合）教育委員会（府立学校は除く。） | 欠席届提出が必要 （地域教育支援部へ直接提出） |
| 選択・推薦・指定講座 | 「研修講座の実施概要」ページに記載の連絡先 | 欠席届不要 |

（注）日程等の変更ができる場合は欠席届不要

※欠席届（様式2）は、京都府総合教育センターホームページ（ITEC）からダウンロードしてください。

(2) 遅刻について

研修講座を遅刻する場合は、校（園）長又は副校長・教頭、事務長から「研修講座の実施概要」ページに記載の連絡先に電話で連絡してください。

5 研修講座の実施要項

京都府総合教育センターホームページ（ITEC）に、講座実施日の前月15日に研修講座の実施要項を掲載しますので、必ず確認してください（携行品、準備物、事前の課題等を掲載します。）。

6 受講に当たっての注意事項

(1) 自家用車（二輪車を含む。）で来所（外部会場を含む。）することはできません。公共の交通機関を利用してください。

(2) 京都府総合教育センターは合理的配慮の提供を実施しています。研修講座の受講に当たって、合理的配慮やその他の配慮を希望する場合は、受講申込時に校（園）長又は副校長・教頭、事務長から京都府総合教育センター担当部（実施概要の連絡先）まで連絡してください。

例：身体的理由等の事情で自家用車を利用する。

手話通訳が必要である。

資料の点訳が必要である。

7 気象警報発表時の対応

気象警報発表時についても、原則として研修講座は実施します。

公共交通機関の運休等でやむを得ず中止する場合は京都府総合教育センターホームページ（ITEC）に掲載します。

